

(別添)

令和8年度鳥取県高度捕獲技術者等育成研修業務 仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する令和8年度鳥取県高度捕獲技術者等育成研修業務（以下「本業務」という。）の受託者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定めるものである。

1 目的

(1) 高度捕獲技術者育成研修

生息密度は高いが捕獲が進んでいない山間奥地等の条件不利地域での捕獲技術や安全管理能力、指導力を有する銃猟及びわな猟の捕獲技術者を育成する。

(2) 捕獲事業管理者育成研修

捕獲技術者及び市町村や県の職員に対して捕獲活動の安全管理の徹底や、ニホンジカの生息状況、農作物等への被害状況などの地域特性を踏まえた効果的な捕獲計画の立案等を担う捕獲事業管理者を育成する。

2 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 受講生の定員・要件等

(1) 高度捕獲技術者育成研修

受講定員は30名（わな猟コース：15名、銃猟コース15名）程度とし、以下の要件を満たす者を受講生とする。なお、受講料は無料とするが、交通費や猟具・実包の購入に要する費用は受講生の負担とする。

- ・鳥取県内に居住している者
- ・狩猟免許（わな猟又は第一種銃猟）を既に所持し、新人捕獲者への指導の意思がある者
- ・わな並びに銃器による有害鳥獣捕獲活動及び指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者

(2) 捕獲事業管理者育成研修

受講定員は15名程度とし、以下の要件を満たす者を受講生とする。なお、受講料は無料とするが、交通費に要する費用は受講生の負担とする。

- ・鳥取県内に居住している者
- ・有害鳥獣捕獲活動並びに指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者及び市町村、県の担当職員等

(1)、(2)に共通する要件として、研修を通じて、新しい知見や技術を学び、捕獲技術を向上しようとする意欲のある者。また、研修中の講師からの指示、指導、注意事項に従うことができる者。

4 業務の内容

(1) 研修計画（カリキュラム）の作成

別紙「カリキュラム案」に則して研修計画（カリキュラム）を作成することとし、「(1) 高度捕獲技術者育成研修」の作成に当たっては、わな猟と第一種銃猟それぞれに応じた内容を設け、講習（座学）と必要に応じて現地実習を設けること。

なお、感染症の流行、災害の発生その他の事情により研修計画（カリキュラム）の変更を求める場合がある

(2) 会場の確保

講習に必要な会議室、現地実習の会場、必要な機材等を、地域等の関連団体と調整し手配する。講習等の当日は会場等の準備を行う。

(3) 受講生の募集・決定

乙は募集要項、受講申込書、募集チラシを作成する。甲が認定鳥獣捕獲等事業者に推薦依頼を行い、受講生の募集、問い合わせ対応、申し込みの受付を行う。（募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受講料、開講日時・場所、講習内容、申込期間、申込方法、受講生の決定方法等）

(4) 講習資料の作成

各回の講習内容に対応した講習資料を作成する。対象鳥獣はニホンジカとし、写真、イラスト、動画等を用いて分かりやすい内容とすること。

なお、既存の資料や素材を使用してよいが、著作権者に業務における使用の許可を得たものを使用すること。

(5) 受講生への連絡

受講生に対して、講習開催の連絡を行うとともに、出欠を事前確認する。なお、欠席者には、後日、郵送等により講習資料を配布すること。

(6) 講習・実習の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習及び実習を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を本業務において乙の負担により支払うものとする。

現地実習を行う場合は、参加者全員を被保険者とした傷害保険（死亡時500万円、入院時5千円以上のもの）に加入することとし、経費は乙の負担とする。

(7) 受講生へのアンケート調査等

研修の運営改善や講習内容見直しの検討材料とするため、各研修終了後に受講生に対してレポートの提出又はアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

また、全カリキュラムの終了後、受講生に対して研修受講証明書等を発行する。

5 県内関係団体との連携

本業務の実施に当たっては、必要に応じて認定鳥獣捕獲等事業者、いなばのジビエ推進協議会、ほうきのジビエ推進協議会及びそれらの構成員との連携・協力を図ること。

6 成果品

本業務完了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに以下の成果物を甲に提出し検査を受けること。

- ア 運営関係書類（募集要領、募集チラシ、申込書等）
- イ 講習資料
- ウ 実施記録（講習、実習の実施状況がわかる写真等）
- エ 受講生アンケート調査の結果

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定することとする。

(別紙)

カリキュラム案

令和8年度鳥取県高度捕獲技術者等育成研修のカリキュラムは下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、甲乙協議の上、定めるものとする。

(1) 高度捕獲技術者育成研修

ア 銃器による高度捕獲技術者育成研修 (4日間)

講習・実習テーマ	講習・実習内容
銃器による捕獲技術の基礎	<ul style="list-style-type: none">・銃器による捕獲技術・銃器による捕獲の安全管理・銃器による捕獲従事者を指導するにあたっての方法や注意点
猟場情報の収集と読解	<ul style="list-style-type: none">・地形図の判読技術・航空写真、CS立体図の判読技術・痕跡や食痕による生息状況の予測技術
射撃実習 (兵庫県立総合射撃場を想定)	<ul style="list-style-type: none">・静止標的射撃・移動標的射撃
捕獲実施計画策定の基礎	<ul style="list-style-type: none">・個体の行動予測や地形図の判読を用いた捕獲計画策定のグループワーク
銃猟実習 (鳥取県内のフィールドでの実施を想定)	<ul style="list-style-type: none">・受講者の捕獲計画に基づく銃猟実習の実施・現地における指導の実習
デジタルを活用した先進的な捕獲技術	<ul style="list-style-type: none">・デジタルを活用した有害鳥獣捕獲管理システム・ICT長距離無線式捕獲パトロールシステム・ドローンを活用した重点鳥獣対策の事例 等

イ わなによる高度捕獲技術者育成研修 (2日間)

講習・実習テーマ	講習・実習内容
くくりわなによる捕獲技術の基礎	<ul style="list-style-type: none">・くくりわなの捕獲技術や安全管理・わなによる捕獲従事者を指導するにあたっての方法や注意点
捕獲困難地でのくくりわな捕獲技術	<ul style="list-style-type: none">・IoT技術(捕獲通報装置)を用いたくくりわな捕獲技術・錯誤捕獲防止効果の高いくくりわなの構造
くくりわな実習	<ul style="list-style-type: none">・くくりわな作成実習・捕獲通報装置を用いたくくりわな設置実習・現地における指導の実習

デジタルを活用した先進的な捕獲技術	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用した有害鳥獣捕獲管理システム ・ICT 長距離無線式捕獲パトロールシステム ・ドローンを活用した重点鳥獣対策の事例 等
-------------------	---

注1) 開催日は原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とし、時間は午前10時から午後4時までを基本とする。

(2) 捕獲事業管理者育成研修(1日間)

講習・実習テーマ	講習・実習内容
対象地域のデータに基づく現状把握手法	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況の把握 ・被害情報の把握 ・捕獲情報の収集・可視化
捕獲全体計画の策定手法	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲強化区域の抽出 ・捕獲体制の構築 ・捕獲手法の選択 ・安全管理の実施体制 ・捕獲情報の収集・可視化 ・捕獲計画の改善 ・人材の確保・育成
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の地域における捕獲の課題抽出 ・課題解決のためのアプローチの検討 ・地域の捕獲実施計画高度化の検討

注1) 開催日は原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とし、時間は午前10時から午後4時までを基本とする。